

半田市固定資産税等過誤納返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税に係る過誤納金のうち地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基づいては還付し得ない税相当額（以下「過誤納金還付不能相当額」という。）について、過誤納返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、税務行政に対する信頼の回復とその円滑な運営に資することを目的とする。

(返還金の支払い)

第2条 市長は、過誤納金還付不能相当額が生じたときは、当該納税者に対し、返還金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、当該相続人に対し返還金を支払う。

3 市長は、過誤納金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等返還金を支払うことが前条の目的に合致しないと認められるときは、返還金を支払わないことができる。

(返還金の対象とならないもの)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、返還金の対象とはならないものとする。

(1) 法第408条の規定による実地調査又は市、県、法務局その他の行政機関が保有する資料では過誤納の事実を捕捉することが難しいとき。

(2) 償却資産について、法第383条の規定による申告に基づいて課税されたとき。

(3) 前二号に掲げるもののほか、職員に職務上要求される注意義務をもってしても予見し、回避することのできなかつた過誤納であるとき。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金還付不能相当額

(2) 遅延利息相当額

2 前項第1号の過誤納金還付不能相当額は、固定資産税台帳、国民健康保険課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、遡及期間は15年とし、法による還付分と通算し、20年間を限度とすることができる。

3 第1項第2号の遅延利息相当額の計算は、法第17条の4に規定する還付加算金の例によるものとする。

(返還金の通知)

第5条 市長は、返還金を支払うときは、その支払いを受ける者にその額等を過誤納返還金通知書（様式第1）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、過誤納返還金請求書（様式第2）により請求書を市長に提出するものとする。

(返還金を支払う時期)

第6条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに返還金をその支払いを受ける者に支払うものとする。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(半田市国民健康保険税過誤納返還金支払要綱等の廃止)

2 半田市国民健康保険税過誤納返還金支払要綱及び半田市国民健康保険税過誤納返還金の支払事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

過 誤 納 返 還 金 通 知 書			整 理 番 号
住所		氏名	様
<p>年 月 日</p> <p>地方税法の規定により還付不能となっている税相当額を、以下のとおり過誤納返還金としてお支払いすることを通知します。</p> <p>半田市長</p>			
過 誤 納 返 還 金			
税 目	年 度	過誤納金還付 不能相当額	遅 延 利 息 相 当 額
			合 計
備 考			

様式第2（第4条関係）

過 誤 納 返 還 金 請 求 書

年 月 日

下記のとおり請求します。

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

電話番号 _____

半 田 市 長 殿

受領方法		1 現金 2 口座振込 ※2の方は下記に記入してください			
振込先	金融機関名			支店名	
	口座種別	普通	当座	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)			
		年度分から		年度分までの返還金	
内 訳					
年度	過誤納金還付 不能相当額	遅延利息 相当額	年度	過誤納金還付 不能相当額	遅延利息 相当額
	円	円		円	円
				返 還 金 合 計	
				円	